

国際教養大学公的研究費に係る間接経費の取扱に関する規程

平成 26 年 12 月 4 日
理 事 長 決 定
規 程 第 1 0 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本学における公的研究費に係る間接経費の取扱いについては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかは、この規程によるものとする。

(定義)

第 3 条 この規程において「公的研究費」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関（以下「公的研究費配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として充当し、本学が使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第 4 条 本学における間接経費は、直接経費額の 30% に相当する額とする。ただし、当該公的研究費配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

(間接経費の譲渡等)

第 5 条 本学において公的研究費を得た研究者は、当該間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 当該研究者が、他機関等へ移籍又は、当該公的研究費による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の 30% に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還するものとする。ただし、当該公的研究費配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

(間接経費の執行・管理)

第6条 間接経費の執行・管理は国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の他、本学会計関係諸規程に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行・管理は、研究・地域連携支援課にて執り行うものとする。

（間接経費の使途）

第7条 間接経費の使途に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」における別表1によるものとする。

（報告）

第8条 本学における間接経費の使用実績は、研究・地域支援連携課にてとりまとめ、当該公的研究費配分機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月19日から施行する。